

INFORMATION

2024年12月2日
保険証は廃止に!

医療機関の受診はマイナ保険証で

現在の保険証は今年12月2日に廃止されて、マイナンバーカードに一体化されます。

マイナ保険証…保険証利用の登録をしたマイナンバーカードのこと。

マイナ保険証の使い方の
動画はコチラ（厚生労働省）

マイナ保険証のメリット

1 医療費が
安くなります

マイナ保険証で受診すると、従来の保険証で受診するよりも初診料が20円、調剤管理料が20円、安くなります。

※患者負担は上記金額の2割または3割。初診料の加算は同一医療機関で月1回、調剤は6カ月に1回。

2 質のよい医療が
受けられます

マイナ保険証で受診すると、あなたのお薬や診療の情報、健診結果を医師が確認できます。正確な情報をもとに質のよい医療が受けられます。

※本人が同意した場合のみ

3 高額な窓口負担が
手続きなしで軽減

医療費が高額になるとき、マイナ保険証で受診すると「限度額適用認定証」なしで窓口負担が軽減されます。健保組合への手続きは不要です。

※オンライン資格確認が導入された医療機関



マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには?

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」が必要です（登録は1回のみ）。

保険証利用の
登録は
ここです

マイナポータル

医療機関窓口の
カードリーダー

セブン銀行 ATM



市区町村の窓口

マイナンバーカード（マイナ保険証）で受診するための準備は、二次元バーコードまたはURLからご確認ください。

健康保険証は2024年12月2日に廃止 医療機関の受診はマイナ保険証で (PDF) ▶

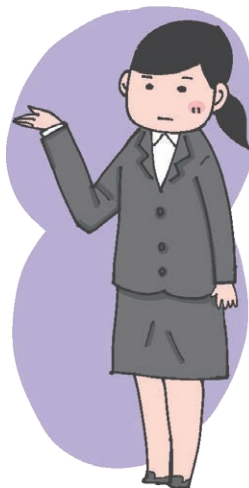
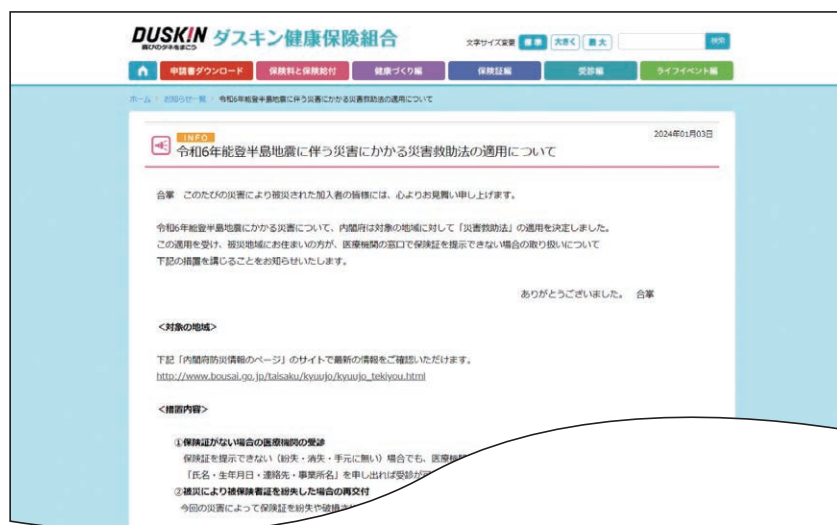
URL https://www.duskin-kenpo.or.jp/system/data/mainimage/128/128_2.pdf

災害に見舞われたとき

当健保では、**厚生労働省からの通知に基づき**、台風・豪雨・地震などによる大規模な災害で災害救助法の適用となった地域に居住する組合員を対象に、経済的支援を図るため、「医療費に係る一部負担金等の免除」および「健康保険料等の納付期限の延長及び納付猶予に関する特例措置」を講じております。

対応については、災害発災時、状況に応じて随時、当健保のホームページ「NEWS」欄にてお知らせしておりますので、ご確認ください。

● 令和6年能登半島地震でのお知らせの例(第一報／2024年1月3日掲載)



住所に変更があったとき

健康保険法施行規則の改定により、2023年12月8日以降に届出をする住所は、**住民票に記載の住所**とされました。



在職者(本人・被保険者)の方

所属事業所(株)ダスキン所属の方は人事部、その他の方は各事業所の健保担当者へお申し出ください。
当健康保険組合へは、所属事業所からお手続きしていただきます。

任意継続者・別居の被扶養者(単身赴任を除く)の方

住所変更届をすみやかに当健康保険組合へご提出ください。

必要書類 【H4】健康保険(被保険者・被扶養者)住所変更届

ダスキン健康保険組合「申請書ダウンロード」ページの「保険証・適用に関する書式」からダウンロードしていただけます。

URL https://www.duskin-kenpo.or.jp/written_application/written_application_index.php

提出先 ダスキン健康保険組合

